二　任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約
イ　法第七十三条又は第七十五条本文に該当すること。
ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当すること。
ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。
三　任命し、又は解任しようとする理由
（役員の兼職の承認申請）
第七十四条　役員は、法第七十五条ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　その役員となろうとする営利を目的とする団体の名称及び事業内容又はその従事しようとする営利事業の名称及び内容
二　兼職の期間並びに執務の場所及び方法
三　兼職を必要とする理由

第二節　評議員会

（評議員の任命及び解任の認可申請）
第七十五条　機構の理事長は、法第八十四条第一項又は第八十五条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　任命し、又は解任しようとする評議員の氏名、住所及び履歴
二　任命しようとする評議員が第七十三条第二号ロ又はハに該当しないことの誓約
三　任命し、又は解任しようとする理由

第三節　業務

（手数料を徴収しない業務）
第七十六条　法第八十七条第一項第六号の主務省令で定める業務は、同条第一項第一号ロ及びニ、第二号並びに第三号イ及びハに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。
（労働条件等の明示）
第七十七条　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第三項の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。
一　求人の申込みをした機構の紹介による求職者に対して法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合
二　前号に規定する求職者に対して法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合
三　従事すべき業務の内容等を追加する場合
2　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等
二　前項第二号の場合において削除する従事すべき業務の内容等
三　前項第三号の場合において追加する従事すべき業務の内容等
3　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる事項にあっては期間の定めのある労働契約（当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものに限る。以下この項において「有期労働契約」という。）に係る機構実施職業紹介（機構が、育成就労実施者又は育成就労を行わせようとする者（本邦の派遣先として労働者派遣等監理型育成就労を行わせようとする者を除く。）のみを求人者とし、育成就労外国人等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における育成就労に係る雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。）の場合に限り、第十号に掲げる事項にあっては労働者を労働者派遣等監理型育成就労の対象となる外国人として雇用する場合に限るものとする。
一　労働者が従事すべき業務の内容に関する事項（従事すべき業務の内容の変更の範囲を含む。）
二　労働契約の期間に関する事項
三　有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項
四　第二十六条に規定する期間に関する事項
五　就業の場所に関する事項（就業の場所の変更の範囲を含む。）
六　始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
七　賃金（臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則第八条各号に掲げる賃金を除く。）の額に関する事項
八　健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項
九　労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項
十　労働者を労働者派遣等監理型育成就労の対象となる外国人として雇用しようとする旨
十一　就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項
4　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第四項の主務省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）が明らかとなる次の各号のいずれかの方法とする。ただし、機構実施職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。
一　書面の交付の方法
二　次のいずれかの方法によることを書面被交付者（明示事項を前号に掲げる方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。）が希望した場合における当該方法
イ　ファクシミリを利用してする送信の方法
ロ　電子メール等の送信の方法（当該書面被交付者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
5　前項第二号イに掲げる方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロに掲げる方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。
6　求人者は、求職者に対して法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る機構実施職業紹介が終了する日（当該明示に係る機構実施職業紹介が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあっては、当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存しなければならない。
（求人等に関する情報の的確な表示）
第七十八条　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用してする送信の方法若しくは電子メール等の送信の方法又は著作権法第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送若しくは同項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法その他これらに類する方法とする。